

◎佐賀県条例第4号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

第1条 佐賀県手数料条例（平成12年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
事務	納付義務者	手数料		納付時期	事務	納付義務者	手数料		納付時期
		名称	額				名称	額	
1～9 略					1～9 略				
10 消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	略	(1) 甲種危険物取扱者試験	<u>6,600円</u>	略	10 消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	略	(1) 甲種危険物取扱者試験	<u>7,200円</u>	略
		(2) 乙種危険物取扱者試験	<u>4,600円</u>				(2) 乙種危険物取扱者試験	<u>5,300円</u>	
		(3) 丙種危険物取扱者試験	<u>3,700円</u>				(3) 丙種危険物取扱者試験	<u>4,200円</u>	
11 消防法第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習	略		<u>4,700円</u>	略	11 消防法第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習	略		<u>5,300円</u>	略
12・13 略					12・13 略				

改正前				改正後			
14 消防法第17条の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の実施	略	(1) 甲種消防設備士試験 <u>5,700円</u> (2) 乙種消防設備士試験 <u>3,800円</u>	略	14 消防法第17条の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の実施	略	(1) 甲種消防設備士試験 <u>6,600円</u> (2) 乙種消防設備士試験 <u>4,400円</u>	略
15～33 略				15～33 略			
34 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	略	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 略 (2) 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。次号及び	略	34 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	略	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 略 (2) 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。次号及び	略

改正前		改正後	
	<p>第46号において同じ。)のみを使用して高圧ガスの製造をするもの次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア～コ 略 (3) 略</p>		<p>第46号において同じ。)のみを使用して高圧ガスの製造をするもの次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、6,000円)</p> <p>ア～コ 略 (3) 略</p>

改正前				改正後			
35～37 略				35～37 略			
38 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査	略	第34号の手数料の欄に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額（電子申請にあっては、4分の3に相当する金額から1,160円を差し引いた金額）。ただし、高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年	略	38 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査	略	第34号の手数料の欄に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額（電子申請にあっては、4分の3に相当する金額から1,160円を差し引いた金額）。ただし、高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3	略

改正前				改正後			
			法律第149号) 第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円（電子申請にあつては、5,000円）				第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円（電子申請にあつては、5,000円）
39～133 略				39～133 略			
134 <u>大麻取締法</u> （昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく <u>大麻取扱者</u> の免許の申請に対する審査	<u>大麻取扱者</u> の免許を申請する者	<u>大麻取扱者</u> 免許申請手数料	略	134 <u>大麻草の栽培の規制に関する法律</u> （昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく <u>大麻草採取栽培者</u> の免許の申請に対する審査	<u>大麻草採取栽培者</u> の免許を申請する者	<u>大麻草採取栽培者</u> 免許申請手数料	略
135 <u>大麻取締法</u> 第10条第5	<u>大麻取扱者</u> の登録	<u>大麻取扱者</u> 登	略	135 <u>大麻草の栽培の規制に</u>	<u>大麻草採取栽培者</u>	<u>大麻草採取栽培者</u>	略

改正前				改正後			
<u>項の規定に基づく大麻取扱者の登録事項の変更</u>	事項の変更を受けようとする者	登録変更手数料		<u>関する法律第6条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者の登録事項の変更</u>	の登録事項の変更を受けようとする者	培者登録変更手数料	
136 <u>大麻取締法第10条第6項の規定に基づく大麻取扱者免許証の再交付</u>	大麻取扱者免許証の再交付を受けようとする者	大麻取扱者免許証再交付手数料	略	136 <u>大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者免許証の再交付</u>	大麻草採取栽培者免許証の再交付を受けようとする者	大麻草採取栽培者免許証再交付手数料	略
137～323 略				137～323 略			
323の2 <u>家畜伝染病予防法第50条の規定により使用に許可を要する動物用生物学的製剤の保管及び管理</u>	知事が <u>使用を許可した動物用生物学的製剤の配布を受けようとする者</u>	略	<u>配布を受けようとするとき</u>	323の2 <u>家畜伝染病予防法第50条の規定により使用に許可を要する動物用生物学的製剤の保管及び管理</u>	動物用生物学的製剤を使用した <u>家畜の所有者、登録飼養衛生管理者又は知事認定獣医師</u>	略	<u>使用が完了したとき</u>

改正前					改正後				
324～416 略					324～416 略				
416の2 銃砲 刀剣類所持等 取締法第5条 の5第1項の 規定に基づく 猟銃の操作及 び射撃の技能 に関する講習	略		12,700円	略	416の2 銃砲 刀剣類所持等 取締法第5条 の5第1項の 規定に基づく 猟銃の操作及 び射撃の技能 に関する講習	略		14,000円	略
417～434 略					417～434 略				
435 警備業法 第5条第5項 の規定に基づ く認定証の再 交付	認定証の 再交付を 受けよう とする者	警備業 認定証 再交付 手数料	2,000円	再交付 申請の とき	435 削除				
436 警備業法 第7条第1項 の規定に基づ く認定証の有 効期間の更新 の申請に対す る審査	認定証の 有効期間 の更新を 申請する 者	警備業 認定証 有効期 間更新 申請手 数料	略		436 警備業法 第7条第1項 の規定に基づ く認定の有効 期間の更新の 申請に対する 審査	認定の有 効期間の 更新を申 請する者	警備業 認定有 効期間 更新申 請手 数料	略	
437 警備業法 第11条第3項 の規定に基づ	認定証の 書換えを 受けよう	警備業 認定証 書換え	2,200円	書換え 申請の とき	437及び438 削除				

改正前					改正後	
<u>く認定証の書 換え</u>	<u>とする者</u>	<u>手数料</u>				
438 削除						
439～446の3 略					439～446の3 略	
446の4 警備 業法の一部を 改正する法律 (平成16年法 律第50号) 附 則第5条の規 定に基づく同 法による改正 後の警備業法 第23条第1項 に規定する検 定に合格した 者とみなす審 査	略				446の4 警備 業法の一部を 改正する法律 (平成16年法 律第50号) 附 則第5条の規 定に基づく同 法による改正 後の警備業法 第23条第1項 に規定する検 定に合格した 者とみなす審 査	略
446の5 探偵 業の業務の適 正化に関する 法律(平成18 年法律第60号) 第4条第3項 の規定に基づ	<u>届出があ ったこと を証する 書面の交 付を受け ようとし る者</u>	<u>届出証 明書交 付手 料</u>	3,600円	<u>届出の とき</u>		



改正前					改正後				
<u>く同条第1項の規定による届出があつたことを証する書面の交付</u>									
<u>446の6 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく同条第2項の規定による届出があつたことを証する書面の交付</u>	<u>変更届出があつたことを証する書面の交付を受けようとする者</u>	<u>届出証明書（変更）交付手数料</u>	<u>1,600円</u>	<u>変更届出のとき</u>					
<u>446の7 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく届出があつたことを証する書面の再交付</u>	<u>届出があつたことを証する書面の再交付を受けようとする者</u>	<u>届出証明書再交付手数料</u>	<u>1,100円</u>	<u>再交付申請のとき</u>					
447～491 略					447～491 略				

改正前					改正後	
492 自動車運 転代行業の業 務の適正化に 関する法律第 4条の規定に 基づく自動車 運転代行業の 認定の申請に 対する審査	略				492 自動車運 転代行業の業 務の適正化に 関する法律第 4条の規定に 基づく自動車 運転代行業の 認定の申請に 対する審査	略
493 自動車運 転代行業の業 務の適正化に 関する法律第 5条第5項の 規定に基づく 認定証の再交 付	自動車運 転代行業 の認定証 の再交付 を受けよ うとする 者	自動車 運転代 行業認 定証再 交付手 数料	1,700円	再交付 申請の とき		
494 自動車運 転代行業の業 務の適正化に 関する法律第 8条第3項の 規定に基づく 認定証の書換 え	自動車運 転代行業 の認定証 の書換え を受けよ うとする 者	自動車 運転代 行業認 定証書 換え手 数料	2,100円	書換え 申請の とき		
備考 略					備考 略	

第2条 佐賀県手数料条例の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後					
別表第1 (第2条関係)				別表第1 (第2条関係)					
事務	納付義務者	手数料		納付時期	事務	納付義務者	手数料		納付時期
		名称	額				名称	額	
1～133 略				1～133 略					
134 大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号)第5条第1項の規定に基づく <u>大麻草採取栽培者の免許</u> の申請に対する審査	大麻草採取栽培者の免許を申請する者	大麻草採取栽培者免許申請手数料	略	134 大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号)第5条第1項の規定に基づく <u>第1種大麻草採取栽培者の免許</u> の申請に対する審査	第1種大麻草採取栽培者の免許を申請する者	第1種大麻草採取栽培者免許申請手数料	略		
135 大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定に基づく <u>大麻草採取栽培者の登録事項</u> の変更	大麻草採取栽培者の登録事項の変更を受けようとする者	大麻草採取栽培者登録変更手数料	略	135 大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定に基づく <u>第1種大麻草採取栽培者の登録事項</u> の変更	第1種大麻草採取栽培者の登録事項の変更を受けようとする者	第1種大麻草採取栽培者登録変更手数料	略		

改正前				改正後						
136	大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項の規定に基づく <u>大麻草採取栽培者免許証の再交付</u>	大麻草採取栽培者免許証の再交付を受けようとする者	大麻草採取栽培者免許証再交付手数料	略	更	136	大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項の規定に基づく <u>第1種大麻草採取栽培者免許証の再交付</u>	第1種大麻草採取栽培者免許証の再交付を受けようとする者	第1種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料	略
137～492 略				137～492 略						
備考 略				備考 略						

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条の別表第1第10号、第11号及び第14号の改正規定 令和6年5月1日
  - (2) 第1条の別表第1第134号から第136号までの改正規定 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。以下「法」という。）の施行の日
  - (3) 第2条の改正規定 法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
- (経過措置)
- 2 法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた法第1条の規定による改正前的大麻取締法（昭和23年法律第124号。以下「改正前大麻法」という。）第5条第1項の規定に基づく大麻取扱者の免許の申請に対する審査、改正前大麻法第10条第5項の規定に基づく大麻取扱者の登録事項の変更及び同条第6項の規定に基づく大麻取扱者免許証の再交付に係る手数料については、第1条の規定による改正前の佐賀県手数料条例別表第1第134号から第136号までの規定は、附則第1項第2号及び第3号に掲げる規定の施行の日以後も、なおその効力を有する。
- 3 法附則第4条の規定によりなお従前の例によるものとされた法第1条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（以下「第1条改正後大麻法」という。）第5条第1項の規定に基づく大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査、第1条改正後大麻法第6条第3

項の規定に基づく大麻草採取栽培者の登録事項の変更及び第1条改正後大麻法第7条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者免許証の再交付に係る手数料については、第1条の規定による改正後の佐賀県手数料条例別表第1第134号から第136号までの規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後も、なおその効力を有する。

(大麻草採取栽培者等の免許の事前申請に係る手数料の徴収)

- 4 第1条改正後大麻法の施行の日前に法附則第6条の規定により第1条改正後大麻法第5条第1項の免許の申請が行われたときに係る手数料の納付については、第1条の規定による改正後の佐賀県手数料条例別表第1第134号から第136号までの規定の例による。
- 5 法第2条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（以下「第2条改正後大麻法」という。）の施行の日前に法附則第7条の規定により第2条改正後大麻法第5条第1項の免許の申請が行われたときに係る手数料の納付については、第2条の規定による改正後の佐賀県手数料条例別表第1第134号から第136号までの規定の例による。